



Title	国際契約の法的規律における履行地の意義
Author(s)	長田, 真里
Citation	大阪大学, 1999, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/41344
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、 https://www.library.osaka-u.ac.jp/thesis/#closed 大阪大学の博士論文について

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	長 田 真 里
博士の専攻分野の名称	博 士 (法 学)
学 位 記 番 号	第 1 4 3 4 3 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 11 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 法学研究科民事法学専攻
学 位 論 文 名	国際契約の法的規律における履行地の意義
論 文 審 査 委 員	(主査) 教 授 渡邊 惇之
	(副査) 教 授 松岡 博 教 授 野村 美明

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、国際契約に関する準拠法および裁判管轄の決定に際し、履行地の果たす役割を検証することを目的とするものである。

当事者自治が深く浸透する以前は、国際契約が問題となる場合、準拠法の連結素や裁判管轄の基準として、契約の始まりに関わる締結地と契約の完結に関わる履行地が考慮されていた。サヴィニーによる履行地法主義の提唱により履行地の重要性は認識されたが、準拠法決定に関して、シュニッツァーがそれを批判し、新たな連結概念を模索した。これが現在注目を集めている特徴的給付論である。この理論は、履行地への連結の否定ではなく、全ての契約について一律に履行地法を適用しようとする純粋な客觀主義を否定しようとしたものと解し得る。この理論は特徴的給付の履行地に注目したものであり、履行地法はいっそうその重要性をましたとも言える。特徴的給付論は、特徴的給付債務者の常居所地法への連結のみを肯定するものではなく、その特徴は、契約上複数の義務が存在する場合に、1つの義務にのみ注目し契約の分裂を避けることにあるからである。この点は履行地法主義の問題点として非難されてきたところであり、ゆえに特徴的給付論は履行地法主義の発展型であると評価すべきものである。

国際裁判管轄についてわが国の議論は、義務の性質及び履行地の適格性判断に関する制限の二方向から如何に制限するかに終始しており、諸外国における解釈論と比較すると特徴を有する。しかし契約関係について義務履行地に裁判管轄を認めること自体に対する批判はほぼ見られず、この特徴は、民事訴訟法の規定自体によるものと思われる。契約の裁判籍として義務履行地管轄を捉えなおすことにより、義務についての制限及び履行地の適格性判断における制限の双方に一貫した理論の組立が可能となる。契約の裁判籍として考慮する場合、特にECの条約において進められている契約の類型化が注目されるべきであろう。準拠法の決定において提唱されている特徴的給付論の理論枠組みは、裁判管轄におけるこのような類型化にも資するものであると思われる。以上のように現在注目されている特徴的給付論は履行地への連結の発展型とみなされるべきものであり、今日履行地は国際契約関係において、なお重要な役割を担っていると評価できるのである。

論文審査の結果の要旨

国際契約紛争の法的解決に重要な意味を持つ準拠法及び国際裁判管轄の決定問題における契約履行地の意義を、歴史的及び比較法的に検討し、わが国において見解対立の著しいこれらの問題につき新たな解釈の方向を検討した論文である。準拠法連結に関しては、債務の本拠を履行地としたサヴィニー学説後、準拠法選択がない場合の補充的連結に関しては履行地の確定の困難等の問題からむしろ締結地法主義が優勢であったことをフランス、ベルギーの判例・学説の検討から明らかにし、次いで、スイスの国際私法学者シュニッツァー、フィッシャーが提唱し、EC契約準拠法条約に採用されるに至った特徴的給付論を検討し、従来わが国で紹介されたのとは異なり、フランス、ベルギーの学説・判例においては特徴的給付の履行地への連結例が顕著であることを分析し、同時に履行地法主義の発展形態と解し得ることを論じる。法例7条2項で締結地法主義を採用するわが国でも、默示的当事者意思の探求に際して、フランス・ベルギー型の特徴的給付論の採用が可能且つ有用と結論付ける。国際裁判管轄に関しては、内国土地管轄規定との関係で見解が複雑に分かれている判例・学説を整理・分析した上で、大陸法系諸国の立法・判例においては義務履行地裁判籍と契約の裁判籍の二つの類型があること、わが国は大正15年改正により不法行為地の特別裁判籍を認めている上に義務履行地裁判籍を認めるという類例のない立法となっていることを指摘し、国際裁判管轄に関しては契約の裁判籍として解釈構成すべきこと、原則として特徴的給付の履行地に管轄を認めるなどを提唱する。

サヴィニーに始まる履行地への連結が、国際契約の場所付け (localisation) の基準として契約締結の態様の変化に応じた変遷をたどりながら現代国際私法、国際民事訴訟法において、改めて復活しつつあることを、ヨーロッパ諸国の判例、学説をたどり分析し明らかにしている。特に特徴的給付論について、それが二段階に分けて理解されべきこと、これまで紹介されたのとは異なるフランス・ベルギー型の理論を初めて紹介したこと、混乱する履行地の国際裁判管轄に特徴的給付論の導入を提唱したこと等の新たな指摘と解釈論は、学会でも注目された成果として高く評価されるものであり、博士の称号を授与するに値するものと判断する。